

廃止

生活保護法指定等〔*医療機関・薬局・助産師・施術者〕〔*休止・廃止〕届書

生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した者等の円滑な帰国に関する取組みの推進のために）
（以下、「中国残留邦人等支援法」という。）第5条第1項第2号のイに規定する
た生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した者等の円滑な帰国に関する取組みの推進のために）
指定機関を含む）の規定に基づき * 休止 * 廃止

- ・医療機関コード
- ・不明の場合は、生活保護法等指定通知書に記載の整理番号等

指定医療機関等	番号	1234567
	名称（氏名）	アイリスクリニック
	所在地（住所）	〒444-4321 一宮市一宮1丁目1番1号
休止・廃止年月日		令和3年 5月 31日
休止、廃止の理由	医師の確保が困難なため。	
委託患者状況の況	他の医療機関を紹介。	
再開の見とおし（休止の場合）	・申請者が法人の場合は、事務所の所在地及び法人名とその代表者の職・氏名を記入。 ・施術者の場合は、施術者の住所・氏名を記入。	

施術者の場合は、施術者の氏名・住所も記入。

令和 3年 6月 1日
(あて先) 一宮市長

住所 申請者 氏名
〒444-1234
愛知県愛知2丁目2番2号
愛知太郎

休 止

生活保護法指定等〔*医療機関・薬局・助産師・施術者〕〔*休止・廃止〕届書

生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

（以下、「中国残留邦人等支援法」）
た生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等支援法）
指定機関を含む）の規定に基づき * 休止

- ・医療機関コード
- ・不明の場合は、生活保護法等指定通知書に記載の整理番号等

指定医療機関等	番 号	1234567
	名 称（氏名）	アイリスクリニック
	所在地（住所）	〒444-4321 一宮市一宮1丁目1番1号
休止・廃止年月日		令和3年 5 月 31 日
休止、廃止の理由	医師の病気療養のため。	
委託患者の状況	他の医療機関を紹介。	
再開の見とおし （休止の場合）	令和3年9月1日	

施術者の場合は、施術者の氏名・住所も記入。

令和 3年 6月 1日
(あて先) 一宮市長

- ・申請者が法人の場合は、事務所の所在地及び法人名とその代表者の職・氏名を記入。
- ・施術者の場合は、施術者の住所・氏名を記入。

住所 〒444-1234
愛知市愛知2丁目2番2号
申請者 氏名 愛知太郎